（参考様式７）

暴力団排除条例に基づく誓約書

年　　　月　　　日

朝来市長　　様

　　　　　住　所

申請者　　名　称

　　　　　代表者名

　朝来市暴力団排除条例（平成25年朝来市条例第36号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならいよう措置を講じて、暴力団排除に協力するため次のとおり誓約します。  
　また、役員が暴力団員等（条例第２条第２号に定める暴力団員又は同条第３号に定める暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当するかを確認するため、市が所管の警察署長に必要に応じて照会することに同意します。

１　条例第２条第１号に定める暴力団等に該当しないこと。

２　役員が暴力団員等に該当しないこと。

３　１及び２に違反したときは、指定の解除その他の市が行う措置について異議を述べないこと。

朝来市暴力団排除条例（平成25年朝来市条例第36号）（抜粋）

　（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3)　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア　暴力団員が役員（法第９条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ)　暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ)　(ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ　アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

(4)　関係機関等　法第32条の３第１項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

　（基本理念）

第３条　暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害する等の安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在であることから、市民生活から排除されなければならない。

２　前項の暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して利益の供与をしないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第６号に規定する暴力団事務所等の存在を許さず、かつ、暴力団の活動を防止することを基本として、兵庫県（以下「県」という。）及び関係機関等との連携を図りながら、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協働することによって、社会全体として推進されなければならない。

　（市の責務）

第４条　市は、この条例の趣旨にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

２　市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、県及び関係機関等に対し、当該情報を提供するものとする。

　（市民及び事業者の責務）

第５条　市民及び事業者は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むよう努めるものとする。

２　市民及び事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

３　市民及び事業者は、暴力団との一切の関係がないように努め、自らが暴力団の威力を利用することがないようにしなければならない。